このコラムは、日本語の仕組みや使い方などを考えるコーナーです。
どうぞ、コーヒータイムのときにでも、お読み下さい。

ことばのコラム　ひとくちメモ（２６７）

妨げられる

喫茶店でタモツ君のおばあさんがかつての教え子のタカコさんと話しています。

「おもしろいわね。あなたが「社会参加が妨げられる」とおっしゃったのは、“impairments which in interaction with various barriers may hinder their full and effective participation in society”のところよね。」

「ええ、そうです。」

「杓子（しゃくし）定規に言うと、‘impairments’が‘participation in society’を‘may hinder’だというのでしょうけれど、日本語では、事柄を主体にした「機能障害が社会参加を妨げるかもしれない」という言い方が不自然なのでしょうね。」

「そうですね。人間を主体にして、「機能障害によって社会参加が妨げられるかもしれない」という言い方のほうがわかりやすいですね。」

『障害者の権利に関する条約』第一条の後半 の内容をまとめると、次のようになります。

障害者には次の者を含む。

・長期的に身体的・精神的・知的又は感覚的な機能障害を持っている者

・その機能障害や様々な障壁によって、社会参加が妨げられるかもしれない者

障害のとらえ方について、この条文で、障害者が味わう社会的不利は社会の問題だ、とする「社会モデル」の考え方が表れていることがわかりますね。